

下松市創業者等応援チャレンジショップ 出店者募集要項

【趣旨】

市、(株)イズミ及び(株)ハンズとの間で締結した「産業振興等に関する協定書」に基づき、創業者の育成支援及び新たなビジネス機会の創出による地域産業の振興並びに学生等の起業体験を通じた地域経済の活性化を図ることを目的として、短期間チャレンジショップを実施します。

【出店場所】

ゆめタウン下松3階 プラグスマーケット 伝え場内

【出店期間・営業時間】

令和9年1月15日（金）～令和9年2月3日（水）

9時00分～20時00分 ※最終日は17時00分まで

※出店期間は変更となる可能性があります。

【出店形態】

＜店舗型＞区画は出店者数や出品商品数等により決定します。

店員を配置し、商品の販売・サービスの提供等を行う出店形態です。

＜展示販売型＞区画は出店者数や出品商品数等により決定します。

出店者が常駐せずとも、商品の展示販売が可能となる出店形態です。

※出店スペース及び出店レイアウトは、出店申込の状況により決定します。

【対象業種】

小売業（アクセサリーや手作り雑貨等のハンドメイドショップ、農産加工品等の食品等）

※プラグスマーケットの出店基準に準じて出店できない商品やサービスがありますので、予めご了承ください。

【販売にあたっての注意事項】

- ・ 出店に際し、許認可や届出が必要な業種について、出店者の責任において関係機関への申請手続き等を行ってください。
- ・ 販売にあたって、許認可の要・不要にかかわらず、各種法令（*）に抵触していないことをご自身で必ず確認してください。
（*）「著作権法」「商標法」「景品表示法」「食品表示法」「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等が挙げられます。
- ・ 販売する商品には、各種法令で定められた表示をすることが必要です（食品表示、繊維製品の表示、PSCマーク等）。
- ・ 食品の販売において、密封の個別包装で、食品表示ラベルが取付されたものであることが必要です。
- ・ 食品の販売において、(株)イズミによる品質管理チェック及び生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していることが必要です。

【対象者】以下の①～③のいずれかに該当し、自主性と積極性をもってチャレンジショップの店舗運営を行うもの。

- ①市内で創業を目指している、今後市内で創業予定又は市内で創業後5年未満であること。
- ②市内事業者で新商品の開発、商品のテストマーケティングに挑戦する意思のあること。
- ③学生等（高等学校、大学又は高専）の個人又は2人以上で構成される団体等であり、学校長の許可を得ていること。

※ ①又は②に該当する者は、過去にチャレンジショップへ出店したことがある者は出店することができない。

※ チャレンジショップを営むために許認可が必要な業種の場合、チャレンジショップ出店の日の二か月前までに許認可を取得すること。

※ チャレンジショップへの出店に際して、下松商工会議所から事業計画書の作成支援等を受け、かつ、出店推薦書の発行を受けること。

※ 市外在住者であっても、今後市内で創業する又は既に市内で事業を営んでいる場合は対象とする。

【申込方法】

「下松市創業者等応援チャレンジショップ出店申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付して令和8年10月13日（火）までに下松市産業振興課へ郵送又は持参にてお申し込みください。

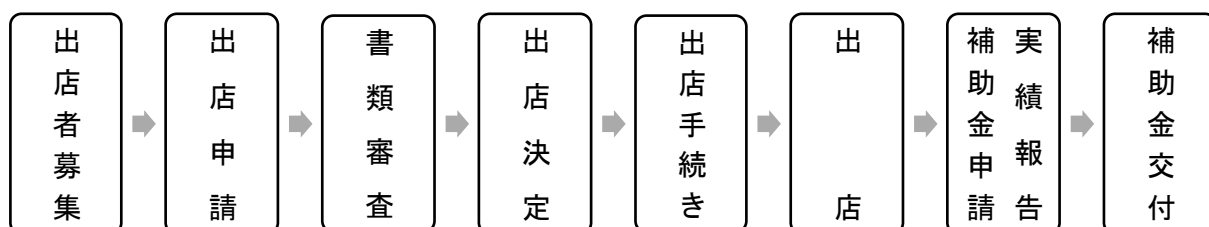
＜必要書類＞

- ・事業計画書（【対象者】①②③）
- ・チャレンジショップ出店推薦書（【対象者】①②、下松商工会議所にて入手）
- ・市税完納証明書（【対象者】①②）
- ・学校長等の許可書（【対象者】③）
- ・食品商品リスト、食品品質表示シート、生産物賠償責任保険（PL保険）への加入証明書、営業許可証等の写し（【対象者】①②③で食品商品の出品を行う場合）
- ・商品の写真、カタログ、ホームページ等（【対象者】①②③）

※提出いただいた書類は返却できませんので、予めご了承ください。

※上記の他、必要に応じ追加書類の提出をお願いする場合があります。

【出店フロー】



【スケジュール】

申込締切：令和8年10月13日（火）まで

決定通知：申込締切後随時（10月中に申込者全員へ出店の可否を通知します）

出店手続：令和8年11月30日（月）まで

出店：令和9年1月15日（金）～令和9年2月3日（水）

実績報告：出店終了後速やかに行います。

【販売手数料等】

次の各条件に応じた割合を売上金額（税抜）に乗じて得た金額に相当する販売手数料は出店者負担になります。

- インボイス登録済み：20.0%（イズミ 15%、帳合先 5.0%）
- インボイス未登録（食品）：21.5%（イズミ 15%、帳合先 6.5%）
- インボイス未登録（非食）：22.0%（イズミ 15%、帳合先 7.0%）

※販売手数料については、1事業者につき上限5万円まで市が補助します（端数処理等により手数料額と同額とならない場合があります）。

※その他商品の納品、返品に係る物流費等は出店者負担となります。

【お問い合わせ・お申し込み先】

下松市地域振興部産業振興課商工労政係（市役所4階6番窓口）

〒744-8585 下松市大手町3-3-3

TEL：0833-45-1745

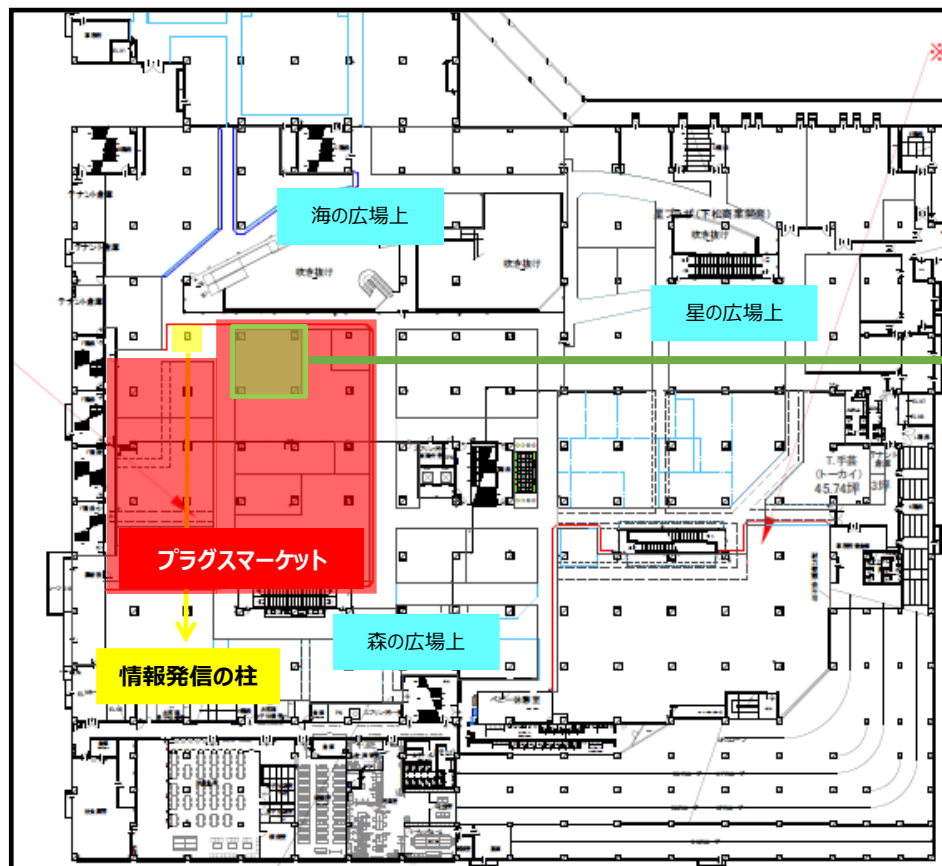
FAX：0833-45-1849

【前回開催時写真】

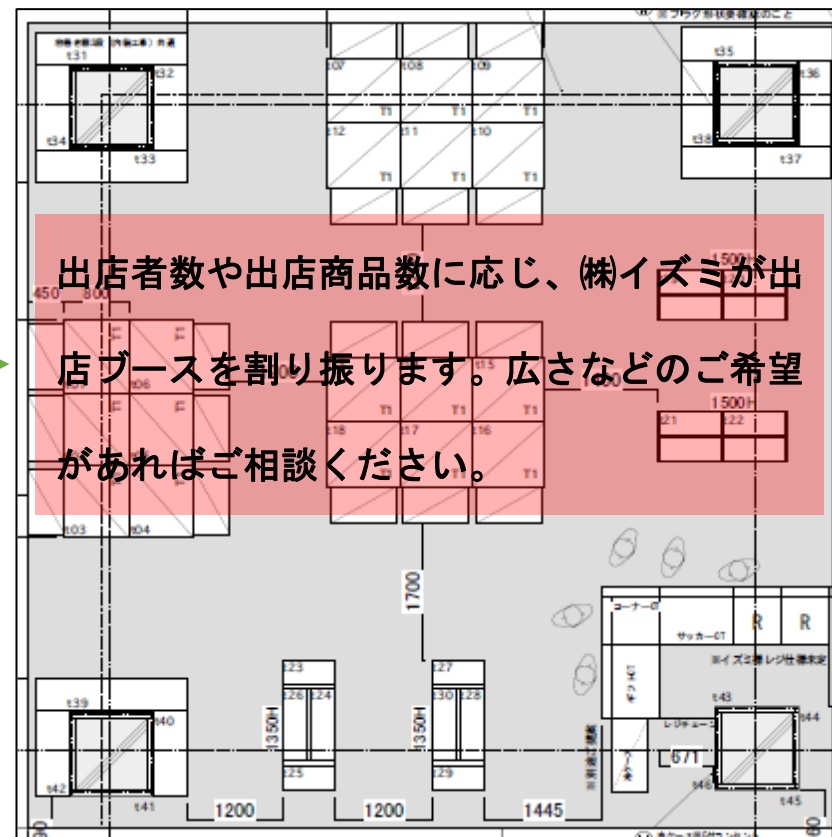


<出店場所>

(ゆめタウン下松3階レイアウト)

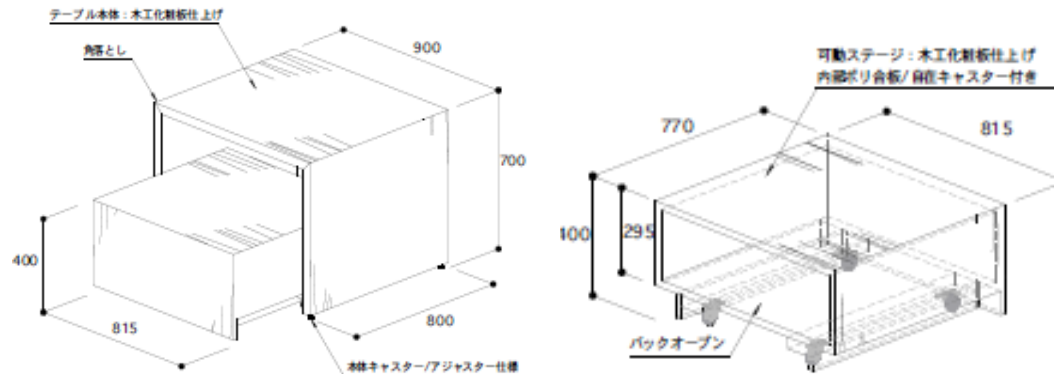


(レイアウトイメージ)

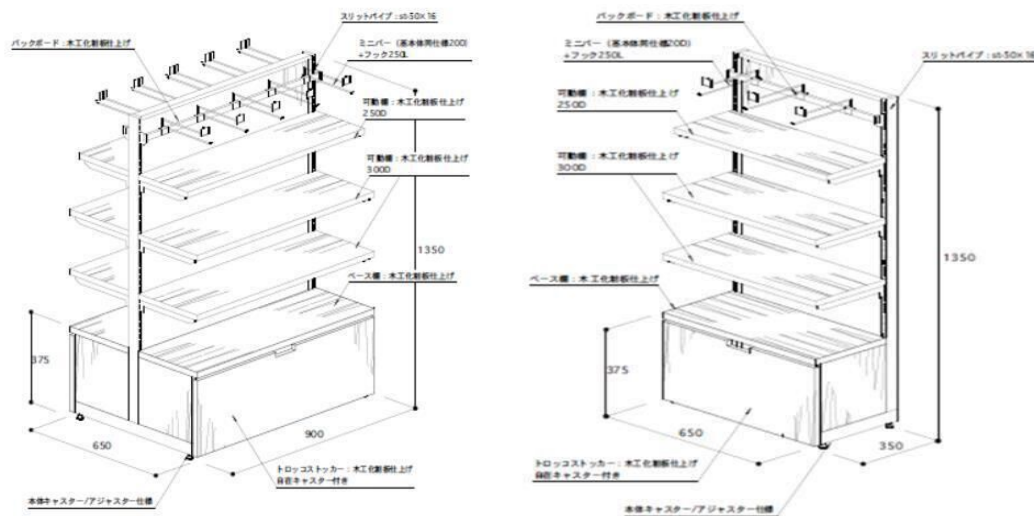


<使用可能設備等>

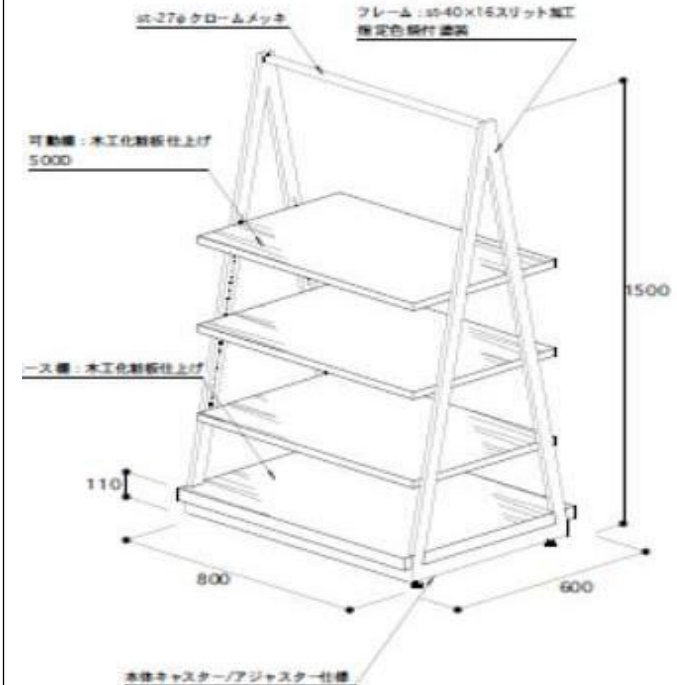
ネスト付テーブル（横 900mm×縦 700mm×奥行 800mm～1500mm）



基本体（横 900mm×縦 1350mm×奥行 650mm（両面））
（横 900mm×縦 1350mm×奥行 350mm（エンド））



ハンガーラック
（横 800mm×縦 1500mm×奥行 600mm）



※いずれの設備も数に限りがあるため、出店者の状況により㈱イズミと協議の上、使用を決定します。

※その他、食品保管用の冷蔵庫など、出店に際し必要な設備があればご相談ください。